

可部高等学校を避難所として使用する場合の設営・運用管理に関して

仮称：可部東地区自主防災会（主幹事の町内会自治会）

可部南学区：上原自会連合会、三菱団地自治会、
第一東亜ハイツ町内会、第二東亜ハイツ自治会
可部学区：台自治会、新建自治会

狙い：上記 町内会自治会の自主防災会は、地域住民の安全確保のために、「可部学区」或いは「可部南学区」の両方、或いは、どちらかの学区に、「レベル3（避難準備情報）」以下、或いは「レベル4（避難勧告）」以上が発令された場合、区役所など官公庁の支援のもと、協力して可部高校を一時避難場所として開設・運用管理する。

【1】避難所の開設・運用管理の責任と運用

可部高等学校の避難所開設者

開錠・開設 運営責任担当	警戒レベル3（以下）	警戒レベル4（速やかに避難）		レベル5
	避難準備情報 （高齢者避難開始）	避難勧告	避難指示	命を守れ （災害発生情報）
区役所	（支援）	市の責任で確実に開設・運営される		
町内会自治会	町内会自治会が必要に応じて開設・運営する。	（支援）		

1．レベル3以下（避難準備情報以下）の段階 —— 「町内会自治会が主責任」

- * 可部東地域の10町内会・自治会の住民が県立可部高等学校へ避難する場合、避難した町内会・自治会の責任で、可部高校での避難所の設営・運用管理する。
- * 避難者が急増するなどの異常発生時、必要に応じて、可部東地域の他自治会への支援要請、また、状況によって、区役所(市)に避難勧告並みの対応を要請する。
- * 町内会・自治会が責任を負えない問題が発生した場合は、区役所に相談する。

2．レベル4、5（避難勧告以上）の段階 —— 「安佐北区役所が主責任」

- * 県立可部高等学校へ避難する場合の避難所の設営運用管理は、安佐北区役所の責任のもとで実施される。
- * 町内会自治会は、早期に避難所開設するために、区役所(市)の要請に従って、開錠・開設の役割を担い、その後、区役所からの担当に引き継ぐ。
- * 可部高校の開錠・開設のため町内会・自治会は4グループを作成し、各グループは、可部高校の避難所開錠・開設担当者（避難所リーダ）を2名以上任命する。
- * 年番グループの開錠開設担当者は、避難勧告発生と同時に、可部高校避難所の開錠・開設のために速やかに活動開始する。
- * 必要に応じて、可部東地区自主防災会は、可部高校の避難所の運営管理支援をする。

3．可部高等学校の避難施設使用上の注意

可部高等学校の避難施設、設備など、大切に使用すること。
許可された場所以外は、原則、立ち入りをしないこと。

【2】運営体制（町内会・自治会）

1. 運営のため組織・役割

（1）可部東地域自主防災会リーダー：責任者 1 名任命する。

及び複責任者 1 名を任命する。

役割：

① 区役所、可部高校、各グループ、町内会自治会との調整
市役所からの開錠開設依頼を受け付け窓口。

副責任者は会長不在時に、会長に代わって対応する。

（2）4 グループにリーダー（GL）及びサブ（副）リーダーを 1 名ずつ任命する。

（10・町内会、自治会を 4 グループに仕分ける） 主 4 名（副 4 名）

役割：

①各グループ間及びグループ内の連絡調整役

（3）町内会・自治会の自主防災会長 / 副会長

各組織に従う

（4）避難所開設の実務担当者を置く： 各グループ：2 名以上（合計 8 名以上）

役割：

①可部高校避難所の開錠・開設を行う。必要に応じての避難所支援する。

担当年番の 2 グループからの 4 名は避難勧告が発令されると、可部高校開錠開設のため速やかに行動に移る。

（避難所は 1 チーム 2 グループ（2～4 名）で開設開錠する。）

（5）避難誘導リーダー：（町内会自治会の制度に合わせて、決めてください）

役割

グループ避難時に、リーダーとなって高校へ誘導し、可部高校の避難所開錠開設を行う。（可部高校の施設など知って人が良い）

（6）上記の役割の任期は当面 1 年間の輪番性とする。

2. グループ分け（詳細は連絡名簿を参照下さい）

グループ A	上原自治会連合会
グループ B	台自治会・新建自治会
グループ C	第一東亜ハイツ町内会、三菱団地自治会
グループ D	第二東亜ハイツ自治会

3. 可部東地域防災リーダー、担当者のグループ輪番

避難所は 1 チーム・2 グループ（4 名以上、最少 2 名）で開錠・開設する。

担当 役割	2019 年度 担当チーム	2020 年度 担当チーム	2021 年度 担当チーム	2022 年度 担当チーム
可部東地域自主防災会リーダー	グループ A	グループ C	グループ B	グループ D
レベル 4 以上で、 高校の開錠開設を担当：	グループ A	グループ C	グループ B	グループ D
	グループ B	グループ D	グループ A	グループ C
	各グループは開錠開設担当者を 2 名選任すること			

【3】連絡の順番（継ぎぶれ） 令和元年度

1. 毎年、当連絡票は更新すること。
なお、次年度の担当が決まるまで、継続すること。
2. 高校の開錠開設担当者はレベル4の発令と同時に、自発的に開錠開設のための活動を開始すること。
なお、自主防災のチーム及びグループ責任者には、速やかに連絡すること。
(当連絡網では、連絡が遅れることがあることから、上記2の対応をとる)

警戒レベル4&5（避難勧告以上）
区役所（対策本部）
819-3952 / 819-3905

警戒レベル3以下（避難準備情報以下）
自主避難する自主防災会会長

可部東地域自主防災リーダー（S—GL） 主：竹本靖則（ ）
竹本不在時の連絡先 副：岡本 等（ ）

	自主防災 主担当(会長)	自主防災 副会長	開錠開設 担当	開錠開設 (副) 担当
グループ A	岡本 等 GL	山西 清	小田 隆俊	山崎 利和
	山田 克己	寺本 忠信	土井 博樹	
グループ B	山野 律夫 GL	松村 憲一		
	梅野 照幸			

グループ C	高木 憲男 GL			
	上中 清嗣			
グループ D	松井 修 GL	阿部 修一		

具体的継ぎぶれの解説

① 竹本 岡本（ 山田） 山野 梅野
竹本 高木（ 上中） 松井

【4 - 1】避難手順 1

警戒レベル3以下(避難準備情報以下)段階

町内会・自治会員より可部高校への早期避難要求があった場合。

(町内会 / 自治会の責任で開設、運営、閉設、立会確認、備品整備等を実施する)

	環境変化と ステージ	誰が	行動	備考
1	レベル3(以下)の発令	自主防災会 (役員集合?)	各町内会・自治会で避難準備開始	
2	早期避難の 要求発生	避難要望者	① 可部高校、或は、福祉避難施設 へ避難要望の場合 * 避難要望者 自主防災会長へ	福祉施設利用する場合 【6】 - 1を参照
		* 各自の自主防 災会長へ	可部(南)小学校避難の場合 班長 / 自主防災会長	事後連絡でOK
3	可部高校 避難所開設 前の準備	町内・自治会の 自主防災会長	① 避難開始の連絡 会長 区役所と可部高校へ	区対策本部：819-3952 可部高校佐々木事務長：
		* 区役所 * 可部高校	福祉避難所を使用する場合 区役所に連絡&市指示に従う。	区対策本部：819-3952 区役所：819-3905
4	避難所 の開設		① 避難所開設の連絡 リーダ 区役所対策本部	対策本部：819-3952 区役所：819-3905
5	避難所 の運営	避難所のリーダ	① 簡易な運営体制の構築 * 受付・連絡 避難者名簿作成 (必要時) * 避難者誘導	詳細は【5】を参照、 (簡易的に実施する)
5 - 1	仮定 (避難者 増加)	他自治会の避難 リーダと共同で 運営支援	① 運営体制の再構築 * 受付・連絡担当を設ける * 避難者誘導・避難施設運用担 当を設ける * 健康な避難者に支援要請する	詳細は【5】を参照
			支援要請(区役所、他自治会) レベル4同等の対応、及び 避難資材の追加などを市に要 請する(必要がある場合)	区対策本部：819-3952 区役所：819-3905
6	施錠・閉設	避難所のリーダ と自治会 / 町内 会長の会長	① 避難所の整理・整頓・清掃 * 使用済み備品を倉庫へ返却 (使用した備品の記録報告)	
			閉設・施錠を連絡 リーダ 区役所、高校事務長へ	区対策本部：819-3952 可部高校佐々木事務長 ：
7	可部高校 立会確認	会長 / 現地リーダ	① 高校事務長と立会確認 高校事務長と当日、日時を決め ること。	可部高校佐々木事務長 ：

【4 - 2】避難手順 2

警戒レベル4、5 (避難勧告以上)段階

可部高校は広島市（安佐北区役所）の管理での避難所開設し公表する。

【広島市が開錠・開設、運営、閉設・施錠、立会確認、備品整備等の責任を持つ】

	環境変化と ステージ	誰が	行動	備考
1	避難勧告 発令	区対策本部 * 自主防災会へ	市 高校避難所開設の要請連絡 区役所 年度可部東自主防災会 リーダーへ（要請が来る）	高校避難所開設が 直ぐに広報される。
2	可部高校 避難所開設 前の準備	可部東自主防災 会リーダー（受付） * 町内 / 自治会 会長	① 開錠・開設の指示 （年番担当の2Gから2名ずつ） 開設G担当 / 開設担当者へ 注：勧告（レベル4）発令と同時に 担当者は開錠開設に動く	各会長との連絡が取り づらく、担当者は自主 的に開錠開設のために 動くこと。会長へは事 後連絡する
3	避難所 の開設	開錠開設担当者	① 高校の開錠・開設を開始 避難所開設完了したことを 区役所 / G の責任者に連絡	自動的に活動開始する 区役所 : 819-3905 対策本部 : 819-3952
4	避難所 の運営	開錠開設担当者	① 運営体制の構築 * 受付・連絡担当を設ける * 避難者誘導・避難施設運用担当 を設ける * 健康な避難者に支援要請する。	詳細は 【5】を参照のこと
5	市の担当 引継	地域支援担当 市の担当者	① 市の担当者へ引継ぐ 避難者急増時等 必要に応じて区担当を支援する	①避難者名簿 実施内容の説明 ①地域支援担当者は安 定する迄支援継続。
6	閉設・施錠	区役所担当者 + 地域支援者	市 区役所の責任で実施 地域支援者：3S に協力	
7	可部高校 立会確認	区役所担当者	市 区役所の責任で実施 地域支援者：（必要時に対応）	

【5】可部高等学校の「避難所の開設・運営」の説明

1、受付・連絡担当

(1) 避難者名簿作成

様式4 / 様式4-1

① 体育館の入口付近に受付を設置する。

避難者名簿は、避難者本人に記入してもらう方法で作成する。

【落ち着いた後から記入してもらうことでもよい】

皆さん、大変お疲れのところ申し訳ありませんが、避難者名簿の記入をお願いします。（もし、夜を徹する場合など）
これは、毛布などの備品の支給などに必要となるものですから、必ず記入してください。

(2) 区、地域への連絡（報告、資材、備品、要員等の支援要請など）

① 避難者集計表（報告必要時）

様式3

必要な応援物資連絡票

様式6

(3) 部屋割 / 病人等弱者対応、及び避難者の決定等

1) 使用する施設 / 部屋の使用優先順位を考慮する。及び 部屋割り振りの決定（下記2.と相談で、避難者の状況で判断）

① 多目的教室（3部屋に分かれる）内、1部屋を最初にあてる。

（残り、2部屋は、病人、母乳赤子等、のことも配慮
夜を過ごす場合、また、横になりたい弱者； 武道場、
人が多くなった場合：体育館を使用する。

予備部屋：トレーニングルーム

予備部屋が不足時；定時制の部屋：（高校の追加の許可がいる）

2) 病人等の弱者： 病院・福祉避難施設の手配（【6】-1を参照）

3) 難所所支援を健康な避難者をお願い（役割の一部を分担願う）

4) 部屋割りの決定

2. 避難者誘導、避難施設運用担当

1) 避難場所用の備品準備

① 毛布、断熱床用シート、等

2) 避難部屋・場所への誘導

病人、障害者、赤子連れ女性、妊婦、等の場所区分には注意要
（1.受付、連絡担当と相談）—多目的の3部屋を有効に活用のこと。

3) 使用施設の明示（掲示板等で場所を案内）

4) 避難者の誘導（避難経路、避難部屋へ）

5) 駐車場の誘導整理（公園を含めて200台程度しか駐車できない）

3. 避難所の備品：

1) 区役所の準備備品

①毛布： 30枚 断熱床用シート：30枚

2) 町内会・自治会準備品

様式のコピー（様式4，4-1、6） バインダー

筆記用具（鉛筆、マジックペン、ボールペン、）

白紙の紙（A4,A3） 押しピン、接着用テープ。カッター

（雨合羽 5-6着 ——可部南集会所保管分を分ける）

【6】その他

1. 福祉避難所

- (1) 区役所と相談の上、使用許可を頂き、避難移動する。

事前に福祉避難所の使用許可を得ることができるか？

区役所	: 819-3905
対策本部	: 819-3952

- (2) 福祉避難所のリスト

災害時に一般の一時避難所での避難（生活）が困難である在宅配慮者を、受入れ対象としている施設。市が認めた対象者の必要経費は市が当施設に弁済する。

施設名	住所	電話
養護老人ホーム緑ヶ丘静養園	可部六丁目9番14号	812-2411
ケアハウスかんべ村	可部七丁目13番15-1-7号	812-3588
特別養護老人ホーム可部南静養園	可部南二丁目19番33号	562-2503
介護老人保健施設菜の花	可部五丁目4-19-10	814-0008
特別養護老人ホーム亀山の里	亀山九丁目10番25号	812-2111
特別養護老人ホーム山まゆ	大林町字根谷162番地の2	818-6011
広島県立広島北特別支援学校	三入東一丁目25-1	818-1201
広島文教女子大学	可部東一丁目2番1号	814-3191
注；最初に、必ず区役所に連絡し、使用避難施設の指示を得てください。		

対象者：原則下記を対象とするが、柔軟な対応も要求している。（災害弱者要検討）

- 1) 要介護3以上（特養の受け入れを主とするが、他でもOK）
- 2) 障害者（身体障害手帳1～2級、肢体不自由3級、精神障害者保健福祉手帳1級、療養手帳A、○）
- 3) 難病患者（日常生活、社会生活を総合的に支援するための法律に該当する障害患者で居宅介護、看護入所、補装具費支給又は日常生活用具のサー椅子を受けている方）

2. ペットの対応

校舎内へのペットの持ち込みは禁止する。

但し、ケージに入れている場合は、校舎北側の屋外作業スペースに置くことは可能

3. 関連資料

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 可部高校避難所設営施設説明 | 添付 |
| (2) 帳票 | |
| ① 施設被害状況確認票 | 様式 1 |
| 避難者集計表 | 様式 3 |
| 避難者名簿 | 様式 4 |
| 必要な応援物資連絡票 | 様式 6 |
| (3) 可部高等学校との覚書 | |
| 可部高等学校と町内会・自治会の覚書 | 添付 |
| 「緊急避難時の施設利用に関する覚書」 | |
| * 可部高校の鍵の保管状況毎年確認のこと | |
| * 可部高校の本社が変更となった場合は高校に届け出ること | |
| 区役所の協定書 | 添付 |
| 「指定緊急場所（広島県立可部高等学校）の開設に関して」 | |
| * 区役所は別に高校との覚書を交わしている。 | |
| (4) 安佐北区役所の避難所開設の流れ | |
| 「指定緊急避難場所開設までの流れ」 | 添付 |

可部高等学校 避難所 開設運営管理関係者名簿 2019 年度

	鍵 番号	グ ル ー プ	名 称	会 長 名 / 自 主 防 災 会 長	鍵 管 理 者	住 所 (可部東---)	電 話	携 帯 電 話	世 帯 数	班 数	備 考
自治会 町内会	1	A	上原 上 自治会	岡本 等	同左				37	3	
	2		上原 中 自治会	山田 克己	同左				57	5	
	3		上原 前 自治会	石原 誠	同左				73	7	
	4		上原 下 自治会	竹本 靖則	同左				32	3	
	5		上原五輪田自治会	中村 光政	同左				57	9	
	6	C	第一東亜ハイツ町内会	高木 憲男	同左				154	11	
	8		三菱団地自治会	上中 清嗣	同左				60	6	
	7	B	第二東亜ハイツ自治会	松井 修	同左				414	29	6 組 29 班
	9	D	新建 自治会	梅野 照幸	同左				191	13	
	10		台 町内会	松村 憲一 山野 律夫	同左				128	8	
可部高校			上原二区 自治会	梶川 克己					103	7	避難場所 文教大学使用
			上原電々 自治会	前田 軍治					43	2	
			台新 町内会								検討 課題
			台上市住自治会								
			台中市住自治会								
区役所			東原 町内会								
			高等学校開校時	高校事務所							
			事務長	佐々木 広恵							
			校長	島田 俊明							
			区役所対策本部	区役所							
区役所			区役所（昼間）	地域こし推進課							
			可部高校避難所担当	佐久間 智明							
			可部高校避難所担当	上山唯史							